

上越市議会の議員定数及び報酬等の在り方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 上越市議会基本条例（平成22年上越市条例第56号）第27条第2項及び第28条第2項の規定に基づき、市政の現状と課題及び将来予測などを総合的に勘案するとともに、市民の意見を十分に考慮しながら議員の定数及び報酬の在り方について検討し、並びに適正な政務活動費の在り方について検討するため、議会に上越市議会議員定数及び報酬等の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 定数の在り方の検討に関すること。
- (2) 報酬の在り方の検討に関すること。
- (3) 政務活動費の在り方の検討に関すること。
- (4) その他定数、報酬及び政務活動費に関し議長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、各会派から選出された議員及び会派に属さない議員の中から選出された議員をもって充てる9人の委員をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員は、委員会における検討が継続している間在任する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(委員会の運営)

第8条 前各条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に

諮って定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、議員定数及び報酬等の在り方の検討に関し必要な事項は、委員長が上越市議会会議規則（昭和46年上越市議会規則第1号）第163条の規定により設けられた各派代表者会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月21日から実施する。